

○砺波市多世代交流施設条例施行規則

平成16年11月1日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、砺波市多世代交流施設条例（平成16年砺波市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 利用者が交流施設の特定の施設を専用して利用するときは、利用日の一週間前までに多世代交流施設利用承認申請書を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第3条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認なくして、火を使用しないこと。
- (2) 承認なくして、壁、柱、扉等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (3) 危険物等を持ち込まないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 指定した場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(利用料金の減免)

第4条 市長は、条例第13条の規定により指定管理者が利用料金の減免基準を定めようとする場合において、適正と認めるときは、これを承認するものとする。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、多世代交流施設利用料金減免申請書を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、交流施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の砺波市福祉センター条例施行規則（平成11年砺波市規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の砺波市福祉センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の砺波市福祉センター条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月18日規則第26号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。